

くらしの安心情報

情報ファイル NO.107

平成 23 年 6 月 10 日

商品券が使えなくなると聞いたのですが、私の持っている商品券は大丈夫でしょうか？

相談内容

【相談者 60代 女性】

先日、テレビ等で商品券が使えなくなると報道していました。私もデパートの

商品券やギフト券など数種類の商品券を持っていますが、もう使えなくなるの

でしょうか。

対処方法

平成 22 年 4 月に「資金決済法」が施行され、使えなくなる商品券やギフト券が増えていることから、このような相談が寄せられています。

- ・ 相談者には、すべての商品券が使えなくなるわけではないこと、利用期間が終了となった商品券も 60 日以上の払戻申出期間が設けられているので、この期間内に発行者に申し出ること、払戻申出期間が過ぎてしまった場合でも、すぐに廃棄せず、発行者に取扱いを問い合わせるよう助言しました。
- ・ 使えなくなる商品券や払戻期間・連絡先等は金融庁等のホームページでも確認できます。
(金融庁：<http://www.fsa.go.jp/policy/prepaid/>)
- ・ 不明な点は、市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

この商品券
使えますか？



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談・消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890